

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案等の概要について (諮問及び報告) (がん原性物質等及び皮膚等障害化学物質等関係)

第178回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要（がん原性物質の記録等）（諮問）

1. 改正の趣旨

がん原性物質は、労働安全衛生規則第577条の2第5項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和4年厚生労働省告示第371号）において、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物等と規定されている。

がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者等に対して健康診断を行ったときは、その結果を30年間保存しなければならないことが定められている。また、同条第11項において、**がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のばく露の状況等を、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に記録し、当該記録を30年間保存しなければならないこと**と等とされている。

がん原性物質は、遅発性の健康への影響であることを踏まえ、健診結果、作業の記録等の30年間保存が規定されているが、事業者が事業を廃止する場合の記録等の取扱いは規定されていないことから、事業廃止時に対象記録等を所轄労働基準監督署長に提出する規定を設けるものである。

2. 改正の概要

がん原性物質の記録等について、事業廃止時に所轄労働基準監督署長に提出する規定を設ける。

3. 公布日等

公布日：令和7年10月上旬（予定）
施行期日：令和8年1月1日

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要（皮膚等障害化学物質等）（諮問）

皮膚等障害化学物質等は、安衛則594条の2第1項において「皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなもの」と規定され、皮膚等障害化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣等の適切な保護具を使用させなければならないとされている。
皮膚等障害化学物質等の解釈は、以下のとおり通達で示している。

- 皮膚刺激性有害物質：皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質とし、以下のとおり示している。
 - ① 国が公表するGHS分類の結果、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているものに該当する化学物質
 - ② 譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているものに該当する化学物質
- 皮膚吸収性有害物質：皮膚から吸収され若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質とし、「経皮ばく露が関与する健康障害を示す情報がある物質」等の要件を示した上で、通達の別表で具体的な物質名を示している。

1. 改正の趣旨

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚刺激性有害物質の①については、国が公表するGHS分類結果の公表時に即適用となり、事業者がSDSの作成やリスクアセスメント等を適正に行うための十分な準備期間を設ける必要がある。

そのため、がん原性物質等と同様に皮膚等障害化学物質等について大臣告示で規定する。

なお、このうち、皮膚刺激性有害物質の①は、がん原性物質と同様にGHS分類上の該当区分を規定し、毎年度、適用される当該分類の年度を改正するとともに、当該改正大臣告示の適用日を、がん原性物質と同様にGHS分類の公表の約2年後（削除は即日適用）とするもの。

また、皮膚吸収性有害物質は、専門家検討会での検討結果に基づいて指定する仕組みのため、物質を追加する際に十分な周知期間をおくことが可能であることから、従来どおり、労働基準局長が定める旨、大臣告示に規定する（物質一覧は、これまでと同様に通達で示す）。

2. 改正の概要

皮膚等障害化学物質等に該当するものについて大臣告示で定めることとし、所要の改正を行う。

3. 公布日等

公布日：令和7年10月上旬（予定）

施行期日：令和8年1月1日

労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの（案）の概要（報告）

1. 告示案の趣旨

改正後の安衛則第594条の2第1項の規定に基づき、**皮膚等障害化学物質等を定めるもの**。

2. 告示案の概要

改正後の安衛則第594条の2第1項の規定に基づき**皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの**は、（1）**皮膚刺激性有害物質**、（2）**皮膚吸収性有害物質及び（1）又は（2）を含有する製剤その他の物**と規定する。ただし、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等の特別規則において、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

（1）**皮膚刺激性有害物質**

皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質とし、具体的には、次の①又は②に該当するものとする。

①国が行う化学物質の分類の結果「**皮膚腐食性・刺激性**」、「**眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性**」及び「**呼吸器感作性又は皮膚感作性**」のいずれかで**区分1**に該当する物であって、**令和7年3月31日**までの間において当該区分に該当すると分類されたもの

②労働安全衛生法**第57条の2第1項の規定に基づく事業者による通知（SDS等）**において、「**皮膚腐食性・刺激性**」、「**眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性**」及び「**呼吸器感作性又は皮膚感作性**」のいずれかで**区分1**に該当する旨が示されたもの

（2）**皮膚吸収性有害物質**

皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質で、厚生労働省労働基準局長が定めるものとする。

（3）**（1）又は（2）を含有する製剤その他の物**

3. 告示日等

告示日：令和7年10月上旬（予定）

適用期日：令和8年1月1日

(参考) がん原性物質の告示例

労働安全衛生規則（省令）

（ばく露の程度の低減等）

第五百七十七条の二（略）

2～4（略）

5 事業者は、前二項の健康診断（以下この条において「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を行つたときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第二十四号の二）を作成し、これを五年間（リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。））である場合は、三十年間）保存しなければならない。

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（告示）

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二条の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Z七二五二(GHSに基づく化学品の分類方法)の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物(エタノール及び特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第三十八条の四に規定する特別管理物質を除く。)であって、令和六年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたものとする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。

- 発がん性の区分が分類された年月日を基準に定めており、この基準となる年月日を毎年改正して、2年後の適用とし、十分な準備期間を設けている。
（この例だと、令和6年3月31日までのGHS分類の結果が含まれることが令和7年2月19日に告示され、令和9年4月1日から適用される。）
- 具体的な物質一覧は、厚労省HPに適用の2年前に公表している。

(参考) 皮膚等障害化学物質等 参照条文 (現行)

【省令】安衛則594条の2第1項

事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。以下「皮膚等障害化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務（略）に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。

【通達】令和4年5月31日付基発0531第9号

記の第4の8(2)

本規定の「皮膚等障害化学物質等」には、国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの及び別途示すものが含まれること。

【通達】令和5年7月4日付基発1109第1号

記の2(1)皮膚刺激性有害物質

皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。具体的には、施行通達の第4の8(2)の「国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの」に該当する化学物質をいうこと。

記の2(2)皮膚吸収性有害物質

皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。

記の3 皮膚吸収性物質に該当するもの（略）

記の5(1)

3の皮膚吸収性有害物質に該当するものは、別添に掲げるとおりであること。

(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）
附帯決議（化学物質関係）

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

九 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。

十 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十一 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。（参九と同様。）

二十二 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。（参十と同様。）

二十三 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、危険・有害性情報の伝達が必要となる化学物質が増加することから、ラベル表示や文書の交付について、化学物質に関する知識が必ずしも十分でない作業従事者にとって、よりわかりやすい記載を検討すること。

二十四 有資格者による個人ばく露測定の実施義務化について、労働者が化学物質にばく露する程度を最小限とするため、事業者に対し制度の周知徹底を図ること。また、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に反映すること。